

一般社団法人はーと in はーと Z R 賛助会員規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人はーと in はーと Z R (以下「この法人」という。)定款第6条1項(2)に定めるこの法人の賛助会員の入退会及び会費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(法律上の社員資格)

第2条 賛助会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としない。

(入会手続)

第3条 この法人の賛助会員になろうとする個人若しくは団体は、この法人所定の入会申込方法により入会手続を行わなければならない。

2 この法人への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事会において決定する。

- (1) 会員になろうとするものの提供する入会申込時の情報に虚偽がないこと。
- (2) 会費の納入があること。
- (3) 会員になろうとするものの提供する入会申込時の情報その他の関係情報等から、会員としてふさわしいものと認められる個人又は団体であること。

3 理事長は、理事会において入会の可否を決定したときは、入会を決定した旨をこの法人所定の方法により、入会申込者に通知しなければならない。

4 理事長は、本条の規定により賛助会員の入会を決定したときは、会員名簿を作成する。

(会員資格の有効期間)

第4条 賛助会員の会員資格は、第3条の規定により入会を認められた日から7月31日までの最大1年間(当年8月1日～翌年7月31日)とする。

(年会費)

第5条 賛助会員の年会費は、次に掲げるところによる。

- | | | |
|---------------|-----|--------------|
| ① 個人会員 | 年会費 | 12,000円 |
| ② 個人プレミアム会員 | 年会費 | 12,000円×2口以上 |
| ③ 個人ライト会員 | 年会費 | 5,000円 |
| ④ グループ会員 | 年会費 | 30,000円 |
| ⑤ グループプレミアム会員 | 年会費 | 30,000円×2口以上 |
| ⑥ 法人会員 | 年会費 | 36,000円 |
| ⑦ 法人プレミアム会員 | 年会費 | 36,000円×2口以上 |

2 会員は、年会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

(退会)

第6条 賛助会員は、この法人所定の方法により、任意に退会することができる。

(再入会)

第7条 過去にこの法人の賛助会員であった者が再入会を希望する場合には、第3条の規定

を準用する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納会費を納入しない限り、再入会は認めないものとする。

(会員資格の喪失)

第8条 賛助会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会員資格の有効期間が満了したとき。
- (2) 第6条の規定により退会したとき。
- (3) 第5条の会費納入義務を履行しなかったとき。
- (4) 総正会員が同意したとき。
- (5) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (6) 第9条の規定により除名されたとき。

2 賛助会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する賛助会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 この法人は、賛助会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

4 理事長は、賛助会員が第1項の規定により会員資格を喪失したときは、会員名簿の登録を抹消する。

(除名)

第9条 賛助会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により賛助会員を除名したときは、当該賛助会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(委任)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人はーとinはーとZ Rの設立の登記の日から施行する。

附 則 (平成30年6月16日)

この規則は、平成30年6月16日から施行する。

参考

一般社団法人はーと in はーと ZR 定款

(法人の構成員)

第6条 この法人に、次の会員を置く。

(1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 この法人の事業に賛同してその事業を推進するために入会した個人又は
団体

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。